

# 国際刑法研究班活動報告

小 松 進  
(法 学 部 教 授)  
(法学研究所研究部会)

1. 国際刑法研究班の本年度の専任研究員は、田中 忠及び小松 進の2名である。
2. 本年度は諸般の事情により夏季休業期間が終了してからテーマについての研究活動に入った。  
まず、別紙の通り「研究計画」を策定した。テーマ、研究分担計画、研究日程、今年度予算との関係等について大綱を決めた。なお、テーマについてはそれぞれ分担部分について細目を検討することとし、各人において研究を開始することとした。
3. 本年度（12月現在）は、まだ研究の具体的成果を公表するところまでには至っていないが、1992年を目途に単行本の形で公表する計画である。
4. 本年度は田中研究員が海外に出張する機会があったので、その際本テーマに関する貴重な資料を収集することができた。
5. 本年度も4分の1に期間を残す時期になったが、公務のやや少なくなる2月以降研究計画にしたがって、集中的に共同研究を実施する予定である。

## 法学研究所・国際刑法研究班研究計画

- A. テーマとして次のものを取り上げる。
- I. 国内刑法の域外適用
    1. わが国刑法2条・3条の適用範囲
    2. 適用範囲拡大の可能性と限界（例：宇宙活動に伴う犯罪）
    3. 条約規定に対応する新規立法
  - II. 国際的司法共助
    1. 2国間司法共助協定と犯罪人引渡（逃亡犯罪人引渡法の適用を含む）
    2. Aut dedere aut punire
  - III. 国際慣習法・条約に基づく国際犯罪

1. 海賊に典型的にみられる伝統的国際犯罪
2. ジェノサイド・アパルトヘイト
3. 1970年代以降の新規条約（ハイジャック防止条約・外交官等の保護条約・人質条約・核物質防護条約など）

#### B. 研究分担

上記のⅠ. は小松、Ⅲ. は田中が主として研究・執筆する。Ⅱ. については両者が共同で研究・執筆する。なお必要に応じて外部の研究者の協力を要請する。

#### C. 研究日程

1. 1990年中に上記テーマの2ないし4をある程度とりまとめるとともに、外部の協力がどの程度必要かを見極める。1991年にその他のテーマを含め、外部の研究者の協力も得て一応の研究をとりまとめる。
2. 1992年に研究成果を単行本の形で公表する。

#### D. 今年度予算との関係

今年度は、昨年入手した Bibliography を検討しつつさらに文献資料の充実をはかる（図書費）。また、法務省、外務省などに依頼して条約交渉や立法過程の資料を収集する（渉外費、複写費）。さらに必要に応じて他大学の研究者と会合し、その大学の資料の提供を依頼する（旅費、会合費、支払報酬）。